

一般社団法人レーザセンシング学会規程

旅費規程

令和4（2022）年6月2日 制定

令和7（2025）年7月9日 改定

（目 的）

第1条 本規程は、一般社団法人レーザセンシング学会（以下、「本会」という）が行う事業に参加するために国内を旅行する場合に支給する旅費について必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 旅費とは、交通費、宿泊費、宿泊手当を総称していう。

（旅行経路等）

第3条 旅程および旅費は、時間的かつ経済的に最も合理的な経路および方法により計算する。

- 2 交通費は、旅行の経路に応じて、自宅または職場等のある最寄駅または最寄バス停から、目的地の最寄り駅または最寄バス停までとする。
- 3 業務上の必要性、天災事変、交通機関の事故、その他やむを得ない事由により、前2項の経路および方法によりがたい場合には、実際の経路または方法により計算することができる。

（交通機関）

第4条 交通機関は、鉄道および路線バスの利用を原則とする。

- 2 グリーン車、グランクラス等の特別車両の利用は原則として認めない。ただし本会以外の者と同行する場合など業務上必要不可避の場合はこの限りではない。
- 3 航空機の利用については、航空機を使用しない場合の片道の旅行時間が概ね4時間を超え航空機を使用した場合に旅行時間を短縮することが可能な場合、航空機を使用することで日程の短縮が可能となる場合、あるいは、割引航空運賃を利用することにより旅費が陸路を使った場合より安価になる場合に利用することができる。
- 4 前項の場合において、スーパーシート等の特別座席の使用は、これを認めない。ただし本会以外の者と同行する場合など業務上必要不可避の場合はこの限りではない。
- 5 タクシーの利用については、その他の公共交通機関の利用が著しく困難な場合、または緊急を要するとき、その他やむを得ない事由があるときは、これを利用することができる。
- 6 自家用車の利用については、その他の公共交通機関の利用と比べ、利便性が著しく向上する場合、または緊急を要するとき、その他やむを得ない事由があるときは、これを利用することができる。

（宿 泊）

第5条 宿泊を伴う旅行に対しては、外出開始日から終了日までの間の宿泊を原則とする。宿泊は、以下の上限を超えない範囲で、安全で経済的・効率的に合理的な施設・場所を利用することとする。

- 2 宿泊費の上限は、宿泊地の区分に応じて1泊あたり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第2一、本邦で職務の級が十級以下の者について示される宿泊費基準額（一夜につき）と同額とする。
- 3 宿泊に伴う宿泊手当は、1泊あたり2,400円（宿泊費に朝食代・夕食代が含まれる場合はそれぞれにつき800円を減ずる）とする。ただし、自宅や実家等、宿泊が無料の場合、私事による滞在の場合には支給しない。
- 4 繁忙などの理由により、第2項の宿泊費上限を超える施設・場所しか利用できない場合、

事前に、事務局の許可を得たうえ、利用することができる。

(パック旅行等の使用)

第6条 旅行経路等の選定に当たっては、パック旅行や割引運賃の利用を行うことにより、旅費の低減に努める。

- 2 パック旅行は、料金から割引等のない標準的な交通費を差し引いた額を宿泊費相当額とし、宿泊費相当額が宿泊費上限額を下回る場合に使用できる。
- 3 パック旅行を使用する場合、日程が長くなる場合においてもパック旅行を使用しない場合に比べて旅費が安価となる場合は、これを使用することができる。
- 4 パック旅行の料金は、交通費および宿泊費とみなす。

(旅費の支給原則)

第7条 旅費は、特に定めのある場合を除き、次の原則に従って支給する。

- 2 交通費は、第4条に定める経路を利用した際の実費、あるいはその一部を第6条第2項に定める相当額を用いて計算した実費とする。
- 3 宿泊費は、第5条及び第6条第2項の定めに従い実費とする。
- 4 宿泊手当は、第5条第3項の定めに従い定額とする。
- 5 旅費の請求に際し、領収書等の証憑書類を提出すること。ただし、公共交通機関(鉄道、路線バスに限る)の運賃など、金額が定まっており、旅行に不可欠なものについては、省略することができる。
- 6 航空機を利用した場合は、搭乗したことを証明するため、搭乗半券や搭乗証明書などの書類を証憑書類として提出すること。ただし、これらの書類には運賃種別コードが記載されていること。
- 7 自家用車を利用した場合は、走行距離1kmあたりの支給金額は15円とし、有料道路、有料駐車場などは、利用したことを証明するため、領収書等の証憑書類を提出すること。
- 8 本規程により支給される旅費の全部又は一部を本会以外から提供された場合、これに相当する部分の旅費は支給しない。

(その他)

第8条 本規程に定めのない旅費等については、事務局にて決定し、支給することができる。

- 2 本規程の定めにかかわらず、支給対象者が旅費を辞退した場合、旅費を支払わないことができる。

附 則

- 1 この規程は、令和4(2022)年6月2日より施行する。

改正附則(令和7(2025)年7月9日)

- 1 この規程は、令和7(2025)年7月9日より施行する。

令和4(2022)年6月2日 制定・施行

令和7(2025)年7月9日 改定